

令和5年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画実施状況評価報告書

令和6年7月

官庁営繕部コンプライアンス推進本部

I はじめに

コンプライアンス推進のための取組を確実に実行するため、年度当初に策定した「令和5度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」の実施状況を評価し、取りまとめた。

II 計画に対する主な実施状況

令和5年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画	
1. コンプライアンス意識の向上	実施内容
(1) 研修の実施	
外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。 研修に当たっては、単に規則やルールを習得させるだけでなく、過去の事例について職員自らが考える機会を設けるなどの工夫を行う。	新規採用職員等を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施(令和5年4月)し、コンプライアンスの基礎、部内の取組、過去の事例の紹介を行うなど、コンプライアンスの重要性について講義した。 国土交通大学校における新採用職員研修、行政基礎研修、上級マネジメント研修等受講により、コンプライアンス関する知見を深めた。
(2) 関連する資料等の共有	実施内容
発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシート等のコンプライアンスに関する資料について部局用掲示板等に保管し、共有化を図り、その参照や活用について定期的に周知する。 また、他機関の不祥事事例や、コンプライアンス研修の資料等については、適宜共有する。 特に、新規採用職員及び部外からの転入職員に対しては、「官庁営繕部職員業務行動指針」(平成24年1月)等について十分な理解が得られるようにする。	コンプライアンスに関する定期的な周知として、新規採用職員研修のテキストや発注者綱紀保持マニュアル、セルフチェックシート、情報管理責任者チェックシートなどコンプライアンスに関する情報を部内掲示板に掲載し周知した。 「令和5年度官庁営繕部コンプライアンス推進計画」を4月7日に国土交通省のホームページに掲載するとともに、官庁営繕部の掲示板にも掲載した。 その旨、メールで営繕部職員へ周知した。
2. 情報管理の徹底	実施内容
(1) 情報セキュリティに関するルールの徹底	
国土交通省情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに関する資料について部局用掲示板等に保管し、共有化を図るとともに、情報管理責任者はチェックシートを用いた点検等を通じて、職員の理解を促進する。これにより、標的型メール攻撃への対策、情報の作成時の機密性の格付け等情報セキュリティ対策を徹底する。	国土交通省情報セキュリティポリシー、その他セキュリティルールに基づき、情報セキュリティに係る体制が平時と比較して手薄となる長期休日期間における注意喚起等の部内展開、情報の機密性の格付け及び適切な取扱制限等情報セキュリティ対策の徹底を図った。 国土交通省情報セキュリティポリシーに基づく、情報セキュリティ対策の自己点検を実施した(令和5年12月)。 サイバーセキュリティ月間に併せて、国土交通省内情報セキュリティ対策の自己点検を実施した(令和6年2月)。 サイバーセキュリティ月間」にあわせて、個人情報の保護に関する法律、国土交通省保有個人情報等管理規程等に基づき、個人情報の管理及び取扱いの状況について点検を実施した(令和6年2月)。 入札関係業務担当者に対し、情報管理の取扱状況の点検を実施した(令和6年3月)。 プロポーザル部会、総合評価委員会工事審査部会及び入札時VE審査委員会において、資料の即時回収やタブレットを用いた資料配付を行い、情報管理の徹底を図った。 建設コンサルタント選定委員会や入札・契約手続運営委員会において使用する資料については、データの保存場所を限定したほか、機密情報を含む場合は、マスキング等により、適切な情報管理を徹底した。
(2) 執務室への入室制限等	実施内容
機密保持等の観点から、職員以外の者の執務室への入室を制限する措置を講じる。 また、業務関連資料の保管場所、保管方法についても機密性の格付け等に応じた相応の措置を講じる。	各課の入口に入室制限している旨、掲示し、職員以外の入室者に対し担当者の内線電話による呼び出し等の対応を行い、執務室への入室を制限した。 発注に関する機密情報に関しては、アクセス制限をかけ発注担当者以外が当該情報に接触できないようにしたり、金庫など施錠可能な場所に厳重に保管し、開錠できる職員も必要最低限の人数とした。

(3) テレワークにおける情報管理等		実施内容
テレワーク時における情報セキュリティ対策についても、国土交通本省等テレワーク実施要領等に則り、紙媒体資料の持ち出しや保管、執務場所のセキュリティ確保などについてルールを徹底し、具体的な対応を促す。	夏季の長期休暇及び在宅勤務における情報セキュリティ対策の徹底等について周知を行った(令和5年8月)。 年末年始における情報セキュリティ対策の徹底等について周知を行った(令和5年12月)。	
	クライアントPCの入れ替えによる、テレワークの実施方法の変更について周知した{令和5年11月)。	
3. 発注事務における対策の徹底		実施内容
発注事務においては、予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報を取り扱うことから、発注担当職員に対する不当な働きかけへの対応や情報管理について、特に適切な対応を徹底する。	発注担当職員が業者等に対応する場合には、オープンスペースで対応することを徹底するほか、オープンスペースで対応することが困難な場合には職員二人以上で業者等に対応することを厳守した。	
	予定価格の元となる工事費内訳書の保管について、データのアクセス制限及び施錠可能な場所への保管を徹底し、データの閲覧・開錠可能な職員を必要最低限の人数としている。 また、決裁後においては、工事費内訳書を封筒に厳封して責任者が保管するとともに、工事費内訳書及び調査基準価格算定のデータについても、責任者がデータを移管してアクセス制限をかけ保管するよう周知徹底した。	
	テレワークの実施が、クライアントPCを自宅等に持ち帰る運用へ変更となったことから、工事費積算資料のデータを共用サーバー内にアクセス制限をかけて保存することを周知徹底した。	
	「官庁営繕部入札・契約手続の運用」等について、令和5年4月に特別整備室全体会議において関係者に周知した。	
4. 風通しの良い組織づくり		実施内容
不当な働きかけ等があった際に相談・報告しやすい、風通しの良い組織づくりを図るため、職員間のコミュニケーションの活性化や、上司・部下との信頼関係の醸成に努める。	残業を前提としない働き方やリモートワーク等多様な働き方の実現に向け、日頃から業務方法やルールの見直し等業務プロセスの改善に取り組むべく、部長の業務への取組方針を示した「マネジメント方針」を部内掲示板に掲載し、メールで部内へ周知した。	
	課内会議を補佐クラス以上の対面形式から課員全員が自席からTeamsで参加する形式に移行し(令和4年度)、迅速かつ確実な情報共有を図っている。令和5年度から、70名を超える課員同士の認知度向上を図るため、課内を9班に分け週交替で会議時のカメラ映像表示を実施した。(Web上に一定の職員の顔が常に表示される班編成としている。)	
	工程調整会議を対面形式とTeamsの併用で開催し、関係者が執務室等からも参加できる環境を整え確実な情報共有を図った。	
	令和5年度国家公務員ハラスメント防止週間の実施について周知した(令和5年11月)。	
	(関東甲信越地区)第30回公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議出席した(令和5年12月)。	
	多面観察を実施した(令和6年1月～2月)。	
	課内各班において業務の進捗状況やワークスタイルについて話し合う場として、随時、班内ミーティング(30分程度)を実施した。	
	テレワークを積極的に導入・活用し、自宅でも契約事務に係る専用システムを利用できる環境を各職員が整備することで、在宅勤務を積極的に利用し、育児と仕事の効率的な両立などWLBを実現した。	
	令和4年度からの引き続きの取組みとして、入札・契約事務について各職員が本来の担当事務のほか業務ライン内の他職員の業務についても事務処理を遂行できるスキル取得させることを実現した。同取組により、育児・介護・休暇などで担当職員が不在となった際には、他の職員が同業務を遂行した。業務ライン内でのBCP整備やWLBの実現に寄与する体制整備を行った。	
	早出・遅出、フレックス、テレワークなどの新しい働き方を推進するなどにより、WLBの確保に向けた取組を推進した。	

III 取組に関する全体的な評価

令和5年度についても不適切事案の発生及び不当な働きかけに関する報告はなく、官庁営繕部におけるコンプライアンスは保持されているものと判断される。

また、テレワークの実施方法がクライアントPCを自宅に持ち帰る形式に変更になったが、共用サーバー内のデータにアクセス制限をかけることを徹底するとともに、クライアントPCに機密性の高い情報を保管しないルールを新たに定め、それを徹底するなどの対応をおこない積算業務にかかる機密保持に努めた。令和6年度も引き続き、さらなる検討を行いセキュリティに万全を期すこととする。